遺伝子型による抜取調査の取扱要項

制定 昭54.4.1

改正 昭60. 4. 1 平 6. 4. 1

平14. 4. 1 平16. 6.22

平18. 4. 1

(趣 旨)

第1 ホルスタイン種牛登録規程第5条第3項第3号及び同登録取扱手続第14項及び第15項に 基づいて、本会が行う遺伝子型による抜取調査はこの要項により取扱う。

(遺伝子型の調査)

第2 この要項の遺伝子型の取扱いは、「遺伝子型調査に関する取扱要項」により行う。

(対 象)

第3 遺伝子型による抜取調査を行う牛(以下「対象牛」という。)は、血統登録申込雌牛のうちから抽出する。

ただし、母牛の死亡が確認されているもの、輸入牛、胎内輸入牛、受精卵の移植による生産 牛、その他遺伝子型の調査によりすでに父母牛の判定が行われているものは、対象としない。

(抽 出)

第4 毎年度抽出する対象牛は、前年12月末までの最近3ヵ年の都道府県別年間平均血統登録申 込件数に基づいて 抽出するものとし、抽出率はおおむね1/500から1/1,000までとする。 ただし、同申込件数が500に満たない都府県にあっては、少なくとも3年に1件を抽出する ものとする。

(対象牛の通知)

第5 対象牛については、支部又は承認団体に通知するとともに、検査試料採取・送付の器具及び検査試料送付書等を添え検査試料の送付を依頼する。また対象牛の所有者又は管理者に対し、支部又は承認団体を通じて通知する。

(検査試料採取の応諾)

- 第6 前項に基づき支部又は承認団体が検査試料を採取しようとする場合は、対象牛及び母牛の 所有者又は管理者は、次に掲げる場合を除いては、すみやかに対象牛及び母牛からの検査試料 の採取に応じなければならない。
 - (1) 対象牛が死亡又は行方不明の場合
 - (2) 母牛が死亡又は行方不明の場合
 - (3) 家畜伝染病予防法の規制により検査試料の採取ができない場合

(報告の義務)

第7 対象牛及び母牛の所有者又は管理者は、前項の(1)から(3)までのいずれかの場合は支部 又は承認団体を通じ速やかに本会に報告しなければならない。

(調査結果の通知)

第8 遺伝子型の調査結果は、対象牛の所有者又は管理者並びに支部又は承認団体に通知する。

(費用の負担)

第9 この要項における遺伝子型の調査に要する費用は本会が負担する。

ただし、同一対象牛に係る3回目以降の遺伝子型の調査に要する費用は、その所有者又は管理者の負担とし、「遺伝子型調査に関する取扱要項」の定めるところによる。

2 前1の本会が負担する遺伝子型の調査に要する費用のうち、支部又は承認団体等に交付する事務取扱料及び試料採取料は、「登録普及に関する助成要項」の別表に定める。

(実施期日)

第10 この要項は、平成18年4月1日から実施する。